

平成19年第8回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成19年8月14日(火)

午後1時30分開会

| | | | |
|----------------|---|---|--|
| 開催日時 | 平成19年8月14日 | 開会 1時30分 閉会 2時12分 | |
| 場 所 | 小金井市役所第二庁舎 801会議室 | | |
| 出席委員 | 委員 長 伊東 浄堯 委員長職務 代理者 亙理千鶴子 | 委 員 伊藤 恒子 教 育 長 谷垣十四雄 | |
| 欠席委員 | 委 員 菊地 邦夫 | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 学校教育部長 本多 龍雄 生涯学習部長 石川 明 庶務課長 北村 高 学務課長 福田 協司 指導室長 富士道正尋 指導主事 風見 由起夫 指導主事 浜田 真二 | スポーツ振興課長 林 文男 図書館長 田中 肇 公民館長 中嶋 登 庶務課長補佐 淀川 章 兼庶務係長 | |
| 調 製 | 主 任 山内 和子 | | |
| 傍聴者人数 | 1名 | | |

| 日程 | 議 題 | |
|-----|----------|--|
| 第 1 | | 会議録署名委員の指名 |
| 第 2 | 議案第 17 号 | 小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 |
| 第 3 | 議案第 18 号 | 平成 20 年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科書の採択について |
| 第 4 | 議案第 19 号 | 小金井市文化財指定について |
| 第 5 | 議案第 20 号 | 小金井市公民館運営審議会委員の委嘱について |
| 第 6 | 報 告 事 項 | 1 平成 19 年第 2 回市議会臨時会について 2 共同利用図書館の検討について 3 その他 4 今後の日程について |

伊東委員長 ただいまから、平成19年第8回小金井市教育委員会定例会を開会する。

日程第1、会議録署名委員の指名。本日の会議録署名委員は、互理職務代理者と伊藤委員に願います。

(委員一同異議なく、上記2名が選出された。)

伊東委員長 日程第2、議案第17号、小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題とする。

提案理由につき、説明をお願いします。

谷垣教育長 提案理由についてご説明する。

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部改正に伴い、本規則の一部を改正する必要性が生じたため、本案を提出するものである。

細部については、庶務課長から説明する。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願いする。

北村庶務課長 私のほうからご説明申し上げます。

平成19年6月28日開催の平成19年東京都教育委員会第111回定例会において、東京都立学校の管理運営に関する規則が改正され、校長、教諭及び養護教諭の職を、職務の困難度及び責任の度合いの違いに基づき分化し、平成20年4月から都立学校に新たに統括校長、主任教諭及び主任養護教諭の職を設置することとされた。そして、同日、平成19年6月28日付をもって、東京都教育委員会教育長より、教育職員の適正な任用管理の点等から、全校種及び全区市町村で同時にこの新たな職種を設置することが望ましいとし、職の分化に伴う区市町村立学校管理運営規則の改正について、小金井市教育長あて依頼があった。本改正については、依頼どおりの内容での改正、東京都立学校の管理運営に関する規則の改正内容と同様のものとなっている。

改正内容である。資料、新旧対照表をごらんいただきたい。第5条、校長の職務の次に、第5条の2として、統括校長に関する規定、学校に、委員会が別に定める基準に基づき、特に重要かつ困難な職

責を担う校長の職として、統括校長を置くことができる、を追加するものである。また、第6条の3、主幹の次に、第6条の4として、主任教諭及び主任養護教諭に関する規定、第1項、学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。第2項、学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。以上を追加するものである。

説明については以上である。

伊東委員長

ありがとう。

ただいま事務局の説明が終わったが、何かご質問、ご意見はあるか。

伊藤委員

第5条の2、学校に、委員会が別に定める基準に、とあるが、別に定める基準というのはどういう規定か。

富士道
指導室長

この規定は、統括校長を配置できる、配置可能校と都は言っているが、その配置ができる学校の一つの基準、考え方を小金井市教育委員会としてもつくるということが今後予想される。都のほうも、まだこの基準については策定をしていない。今後、都でそういう形で一つ基準が示された段階で、また教育委員会等で基準を策定する形になるだろうと考えている。

以上である。

伊東委員長

よろしいか。

伊藤委員

引き続きその文章で、特に重要かつ困難な職責を担うとあるが、特に重要かつ困難な職責とはどのような職責を想定しておいでか。

富士道
指導室長

現在、校長の職であっても、学校の規模であるとか、また学校の特性、特別支援学級の有無を含めて、責任にはさまざまな困難度が、質的、量的にも大きな違いが今生じている。そういう意味では、特に重要かつ困難な職責というようなことであるが、今、都のほうでは、具体的には、例えば研究開発校であるとか、小中一貫校である、また大規模校である、このようなことを想定している。

伊藤委員 わかった。

亙理委員長
職務代理者 個人的には、緊急にそのような校長を置く必要があるのかなと疑問に思うところであるが、このことによってまずどのような成果が考えられるか、そして、その重要、困難な学校の校長職である統括校長が、普通の困難性の少ない学校に異動されるときはどうか、その点をお願いします。

富士道
指導室長 1点目、配置された後の成果ということであるが、当然、これは統括校長であるので、ほかの校長先生方をさらに指導していく、一つのアドバイス、助言をしていくというような形で、職責の重さと同時に、他の学校長のリーダー的な役割というものが期待されると考えている。

また、2点目に困難性が低い学校に異動する場合のお話があったが、今のところ、統括校長の異動については、先ほど申し上げた配置可能校のみの異動ということになるので、統括校長は統括校長の配置される学校間の異動ということになる。したがって、その学校が困難性がなくなったから、あなたは統括校長からまた通常の校長に変わるというようなことではないということである。

伊東委員長 困難校をずっと歩くということも考えられるのか。

富士道
指導室長 そのようなことも考えられる。

谷垣教育長 配置校の見直しはするということか。

富士道
指導室長 今の配置可能校であるが、これも、都の説明によると、何年かに1回は見直しを行う。したがって、同じ学校が必ずしもずっと永続的に、いわゆる配置可能校であり得るということではないということである。

亙理委員長
職務代理者 統括校長の任用はどうなっているのか。

富士道 任用、資格等の詳細については、今、東京都教育委員会のほうで
指導室長 検討中と聞いている。私どもが把握をしている内容としては、校長
級の職歴が4年以上、かつ統括校長としてふさわしい者を、勤務実
績等に基づき選考するというところで聞いている。

伊東委員長 よろしいか。
もう一つ、私から。ちょっとしつこいようであるが、重要かつ困
難な困難校ということであるが、基準みたいなものは明確に出てい
るのか。例えば学区を自由化してきたら、急に学校が増えて
しまったというようなことも考えられるわけである。そういう対応
みたいなものは考えられるか。

富士道 先ほど申し上げた大規模校というのも考えられる一つの基準にな
指導室長 るようであるが、今のところ、例えば何学級以上が大規模校だとか
を含め、詳細な部分がまだ明確ではない。いずれにしても、先ほど
申し上げたが、同じ校長という職責の中でも、そういう学校の特性
なり規模なり、さまざまな状況が違ふ中で、当然責任に大きな違い
が出ているので、それに見合うような職責を想定したというような
ことが原則である。

伊東委員長 ほかにあるか。

伊藤委員 第6条のほうで、主任教諭を配置していくわけであるが、主任教
諭の職務内容や職責が増加し、重くなるというようなことは想定さ
れているのかどうか。

富士道 主任教諭という職責であるが、基本的には、いわゆる一般の教諭
指導室長 としての資質能力を当然備えた上で、さらに高度な知識また経験を
必要とする職として想定をしている。例えば、主幹を補佐するとと
もに、校務運営全体に貢献をする、また、同僚、若手教員への助言、
指導、支援などを含めた指導的な役割を果たすというようなことが
今求められている。また、実際には、今現在でも同僚または若手教
員への助言、指導等の職務というのは、当然ベテランの教員であら
ば通常の業務の中で行っており、主任教諭になったということで新

たに職務内容が増えるということではない。

伊東委員長 よろしいか。さっきの統括校長を置くことができるはわかるが、主任教諭を置くことができるというのは、各学校に置くこともできるのだろうが、置かなくてもいいということなのか。

富士道
指導室長 置くことができるということであるが、東京都としては当然、ベテラン教諭で、それだけの若手教員の指導等に当たっている教員になるわけであるから、それに見合うような待遇を考えるというようなことで、なるべく多くの方にぜひ主任教諭に手を挙げていただいて、任用していきたいというふうに考えているようである。

伊東委員長 ほかにあるか。

伊藤委員 質問の仕方がよくわからないが、例えば校長、副校長、主幹、主任、教諭という形で、これは職名となるわけか。結局、学校の校務分掌等とは別のものである。例えば今回、特別支援でコーディネーターができた、今までも学年主任があったり、保健主任があったりという、主幹と外れた形での主任というのがあった。そういった形との連動はあるのか、それとも、そういうのとは別にそういう職名としてあるのか、その辺を伺わせていただきたい。

富士道
指導室長 結論から申し上げますと、これは一つの職名である。いわゆる一般の教諭と主任教諭は上司、部下の関係ではない。あくまでも管理職が校長、副校長、そして監督職で主幹、その下に実際には教諭、主任教諭というのが想定されるが、これは今申し上げたように、部下、上司という関係ではないので、アドバイスを行っていくという意味でのベテラン教諭というような考え方に立っている。

亘理委員長
職務代理者 主任教諭への任用はどのように行っていくのか。

富士道
指導室長 これもまだ詳しくは都の教育委員会のほうで検討している途中と聞いているが、現在わかっているところでは、教職経験9年以上、また、年齢が31歳以上59歳未満ということで選考していくとい

うようなことで想定しているようである。

伊東委員長 よろしいか。

亙理委員長
職務代理者 選考というのは試験ということか。

富士道
指導室長 先ほど申し上げたこれが論文になるのかわからないが、いずれにしても、面接を含めた、いわゆる選考の形になると思われる。

亙理委員長
職務代理者 わかった。

伊東委員長 よろしいか。
大体質問も出尽くしたようであるので、お諮りする。小金井市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則については、原案どおり可決することにご異議ないか。

伊藤委員 規則として改正するのに異議はない。ただ、これができることで一人一人の教員の能力がアップされ、学校が組織的に機能して、教育力がアップするような形で生かしていきたいなというふうに思う。
以上である。

伊東委員長 亙理委員、いかがか。異議はあるか。

亙理委員長
職務代理者 伊藤委員が言ってくださったとおりで。

伊東委員長 異議なしということでよろしいか。

亙理委員長
職務代理者 はい。

伊東委員長 では、異議なしということであるが、今、伊藤委員から特別なご

意見がついているので、議事録のほうには残していただきたいと思います。よろしく願います。本案は原案どおり可決することにする。

日程第3、議案第18号、平成20年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科書の採択についてを議題とする。

提案理由につき、説明をお願いします。

谷垣教育長

提案理由についてご説明する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号の規定に基づき、平成20年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科書の採択をする必要があるため、本案を提出するものである。

細部については、指導主事から説明する。よろしくご審議の上、採択賜るようお願い申し上げます。

浜田指導主事

まず初めに、委員長の机上に教科書見本の一部を乗せてあるので、随時閲覧していただきたいと思います。

それでは、説明させていただきます。

市立小・中学校特別支援学級使用教科書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号に基づき、教育委員会が1年ごとに採択することとなっている。特別支援学級の教科書の選定に当たっては、学校教育法第107条により、教科によって当該学年用の文部科学省検定済み教科書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科書を使用することができるとしている。

その場合、次の3点により行うことができる。1点目は、学年を下げたものを使用することができる。また、中学校であっても、小学校の教科書を使用することができる。2点目は、特別支援学校用の文部科学省著作教科書を使用することができる。3点目は、一般市販用の図書を使用することができる。これがいわゆる107条図書と言われるものである。

今回提出させていただいた案は、特別支援学級ごとに児童・生徒の実態に合わせ、調査、研究したものである。

なお、今回挙げられた、いわゆる107条図書については、すべて東京都教育委員会が東京都教科用図書選定審議会の答申に基づいて調査、作成した特別支援教育教科書調査研究資料により選定されている。

採択のほどよろしく願います。

伊東委員長 ありがとう。
 何かご質問はあるか。

亘理委員長 特別支援学級における教科書の調査、研究というのはどうなっ
職務代理者 ているのか。

浜田指導主事 特別支援学級ごとに児童・生徒の実態を把握する。障害の種類、
程度、能力、特性に最もふさわしいものを検討する。内容としては、
文字、表現、挿絵、取り扱う題材などを調査、研究する。また、系
統的に編集されているのか、教科の目標に沿う内容であるのか、構
成や分量、表記、表現、使用上の便宜などを検討する。いわゆる1
07条図書は一般市販用でもあるから、調査対象があまりにも多過
ぎる。したがって、東京都教育委員会が発行している特別支援教育
教科書調査研究資料を十分参考にしながら、検討している。
 以上である。

伊東委員長 ほかにあるか。

伊藤委員 申しわけないが、一小、二小、それから二中の在学年児童・生徒
数がわかれば、教えていただきたい。

福田学務課長 これは特別支援に限ってか。

伊藤委員 もちろんである。

福田学務課長 19年5月1日の基本調査時点のものであるが、第一小学校梅の
実学級が15人、第二小学校さくら学級が10人、それから第二中
学校5組が14人である。

伊藤委員 学年はわかるか。

福田学務課長 第一小学校は、1年生が4人、2年がゼロ、3年が3人、4年が3
人、5年が2人、6年が3人で15人である。それから、第二小学

校が、1年が1人、2年が2人、3年が1人、4年が3人、5年が2人、6年が1人で10人である。それから、中学校であるが、1年が5人、2年が5人、3年が4人の14人である。

伊藤委員 ありがとう。

伊東委員長 今、一小と二小の新しく入る1年生を見ていて、今年、一小の場合は1年生が4人、二小の場合は1人と、この新しい1年生に対する対応というのはどのようにしているか。

浜田指導主事 今ここに載っているのは平成20年度であるので、あくまでも予想である。今、学務課長が言った1年生の数字ではなく、来年度1年生で入ってくるであろうと予想された1年生の教科書をここで選定することになる。したがって、一小の場合は1年生が3名入る予定である。二小は1名、二中は5名と予想されている。その教科書については、状態、実態が把握できていないということで、まずは検定図書を用意するというを各学校では考えている。その上でまた実態に合わせて副教材等を使いながら、2年生以降新しい教材を考えていく。

 以上である。

伊東委員長 わかった。

伊藤委員 新1年生が検定本というのは、同じ学校に上がって、新しく教科書をみんなと同じようにもらえるということで、大変いいことだなというふうに思う。いい考えをさせていただいているんだと思う。一小は、5年生、6年生がいるのに家庭科がないということ、それから、理科も社会科という形で挙がっていないのは、何か理由があるのか。

浜田指導主事 これは教育課程編成上の違いで、小金井第一小学校の生活科は、都立知的障害養護学校小学部の生活科を指導している。したがって、この場合の生活科は、1年から6年を通して履修することになっている。この生活科というのは、基本的な生活習慣、遊び等の内容、それから社会、理科、家庭科の内容をすべて含んだ総合的な教科であ

るということである。一方、小金井第二小学校の生活科のほうは、通常学級の第1、第2学年で指導されている生活科であると。3学年からは理科、社会、第5学年からは家庭科を履修している。ということで、それぞれの特別支援学級で、児童の障害の程度、学校や地域の実態に応じて指導を工夫しているということである。

以上である。

伊東委員長

中身について問題はないか。

それでは、お諮りする。平成20年度小金井市立小・中学校特別支援学級使用教科書の採択については、原案どおり採択することにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長

異議なしと認める。本案は原案どおり採択と決定した。ありがとう。

日程第4、議案第19号、小金井市文化財指定についてを議題とする。

提案理由につき、説明をお願いします。

谷垣教育長

提案理由についてご説明する。

平成19年5月16日をもって小金井市文化財保護審議会会長から答申書が提出されたので、この答申の内容をもって文化財の指定をするものである。指定は3件の有形文化財である。

細部については、担当から説明する。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

石川生涯
学習部長

それでは、細部についてご説明する。

このことについては、小金井市文化財保護条例第41条の規定により、平成18年11月15日付で小金井市文化財保護審議会に諮問し、平成18年11月14日開催の第3回文化財保護審議会、平成19年2月21日開催の第4回文化財保護審議会、平成19年5月16日開催の平成19年度第1回文化財保護審議会で審議を行っていただいた。その結果、平成19年5月16日付で文化財保護審議会会長から、いずれも小金井市指定文化財にするにふさわしい

との答申を受けた。そこで、本日、小金井市文化財指定についてご審議をいただくものである。

文化財保護審議会の答申及び詳細な指定理由については、別添資料として添付している。

なお、指定件名については、指定番号第22号は、諮問では金井観花詩画卷・付小金井桜樹碑拓本であったが、審議の結果、^{こがねい}金井観花詩歌図巻・付小金井桜樹碑拓本がふさわしいとされ、「金井」は「こがねい」と読むが、「こがねい」とルビを振ることとした。指定番号第23号、第24号についても、読みづらい「中山谷」に「なかざんや」とルビを振ることとした。

答申にもあるが、3件とも市が所有するもので、これらは有形文化財として貴重であり、学術的価値が高いものである。現在、文化財センターで保管、展示しているが、文化財指定を機会に、今後とも一層保存、活用に努めてまいりたいと考えている。

よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

以上である。

伊東委員長

事務局の説明が終わった。ご質問、ご意見はあるか。

亘理委員長
職務代理者

ない。

伊東委員長

それでは、お諮りする。小金井市文化財指定については、原案どおり指定することにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長

異議なしと認める。本案は原案どおり指定することに決定した。
日程第5、議案第20号、小金井市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題とする。
提案理由についてご説明をお願いします。

谷垣教育長

提案理由についてご説明する。
小金井市公民館運営審議会委員が、平成19年9月8日をもって任期満了となるので、新たに委員を委嘱する必要があるため、本案

を提出するものである。

細部については、公民館長から説明する。よろしくご審議の上、採択賜るようお願い申し上げます。

中嶋公民館長 小金井市公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明をする。

現、第28期小金井市公民館運営審議会委員は、平成19年9月8日をもって任期満了となるので、9月9日から平成21年9月8日までの第29期の委員について委嘱をするためである。これまでご報告をしてきたとおり、委員の選出については、市民参加条例の施行により改正した公民館運営審議会規則及び公民館運営審議会委員候補者選出要綱に基づき、公募委員3人を含めた委員候補10人を選出している。

過日、各団体などに対し推薦を依頼した候補者について、候補者選考会議を開催し、協議した結果、別紙、候補者名簿のとおり7人を選出した。

次に、公募委員については、公民館運営審議会委員公募選考基準に基づき、市報及びホームページに公募をし、4人の応募があり、第一次選考会議で応募申込書と論文800字により候補者3人を選考し、第二次選考の面接で、別紙候補者名簿のとおり3人を選考した。

次に、委員の概要についてご説明をする。委員定数は10人、内訳は、男性5人、女性5人。平均年齢は59歳、男性平均は63歳、女性平均は55歳。最高年齢は男性70歳、最少年齢は女性36歳となる。再任は7人で、内訳は、2期が4人、3期が3人、新任が3人となる。職業別では、大学准教授、学校長、教職員、会社役員、団体役員、団体職員が各1人、無職が4人である。

以上、何とぞご審議の上、ご議決を賜るようよろしくお願い申し上げます。

伊東委員長 ありがとう。

事務局の説明が終わった。何かご質問、ご意見はあるか。これは人事に関することであるので、よろしいか。

それでは、お諮りする。小金井市公民館運営審議会委員の委嘱については、原案どおり委嘱することにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長 異議なしと認める。本案は原案どおり委嘱することと決定した。
続いて、日程第6、報告事項に移る。順次、担当から報告をお願いする。

本多学校 報告事項1、平成19年第2回小金井市議会臨時会について報告
教育部長 させていただく。

平成19年第2回小金井市議会臨時会は、平成19年8月2日に告示され、8月9日に開会された。会期は1日と決定し、市長提出案件として小金井市中間処理場事務所棟等新築工事請負契約1件が提出され、審議された。案件1件については可決されている。

以上である。

伊東委員長 ありがとう。
いいか。
報告事項2、共同利用図書館の検討について。

田中図書館長 共同利用図書館の検討についてをご報告する。

お配りした資料は共同利用図書館検討事業企画書で、図書館長協議会委員で構成された共同利用図書館検討委員会で策定したものである。事業を行う意図、企画方針、事業内容、今後のスケジュールについてお示ししたものである。

まず、本計画策定にかかわる経緯についてご説明する。現在、本市の図書館は約42万冊の蔵書があるが、収蔵能力を超えており、書架には本があふれている状況が続いている。また、少し古い資料となるが、2002年度に実施した多摩地域の書庫容量に関する調査によれば、収容能力450万冊のうち、既に400万冊が埋まっている、各自治体とも資料除籍の一層の増加が予想されるところである。さらに、都立図書館でも保存スペースの不足により、都立図書館3館の運営整理の中で多くの除籍を行ってきている。こうした状況の中、保存資料の活用方策の確立に向け、共同図書館構想が出てきたところである。

平成15年12月に、図書館長協議会の下部組織である多摩地域図書館サービス研究会から、都・市町村立図書館の除籍資料をどう

活用するか、今後のあり方の提言が図書館長協議会に出された。そこでの提言として、1つ、図書館長協議会として多摩地域の共同保存センターの実現を模索する。2として、館長協議会の中に多摩地域の広域的課題の解決に取り組むプロジェクトチームを設置するというものがあった。これを受けて、除籍資料再活用プロジェクトチームが発足し、平成18年2月、多摩地域共同利用図書館の設置に向けての報告書が図書館長協議会に報告された。図書館長協議会では、この報告を受け、平成18年10月に幹事会のメンバーにより共同利用図書館検討委員会を設置し、検討してまいった。この間に、東京都市長会の政策提言として、「広域連携の進め、多摩の魅力を高める18の連携」が公表され、助成制度が創設された。共同利用図書館検討委員会では、多摩地域の共同利用図書館について各種課題を調査、研究するため、この市長会の助成制度を利用することとし、平成19年6月15日、図書館長協議会の会長市であるあきる野市長名により、助成金500万円の交付申請を行った。このほど交付決定をされたと聞いている。

今後、この助成金を活用し、共同利用図書館の具体的な可能性についてコンサルタント会社に調査を委託し、19年度末までに報告書を作成していただき、今後はその結果を踏まえ、検討を進めてまいりたいと考えている。

報告については以上である。

伊東委員長

ありがとう。

何かあるか。

報告事項3、その他、あるか。

中嶋公民館長

公民館から2点ある。

まず1点が、緑センター東側扉の被害についてご報告する。8月3日金曜日、午前1時18分、市施設管理室に侵入警報があり、1時37分、施設管理員が緑センターに到着した。施設の確認をしたところ、東側の図書館分室の扉の枠が曲げられ、ガラスが割られていた。警察に通報して、現場検証済みである。連絡を受け、現場確認をし、教育委員会、管財課などに報告、同日、小金井警察に被害届を提出した。

被害は扉の器物損壊のみで、他に被害はなく、侵入があったのか

は不明である。なお、管財課で施設保険に加入しているので、適用申請をしているところである。

これが1点である。

あと1点が、平成18年度事業のまとめについてである。既に平成18年度事業のまとめをご配付した。ご高覧していただき、ご利用していただければ幸いである。

以上、2点である。

伊東委員長

その他あるか。

報告事項4、今後の日程について願います。

淀川庶務
課長補佐

教育委員会の今後の日程についてご報告する。

8月24日金曜日午後2時から、東京都市町村教育委員会連合会第2回理事会、第1回理事研修会が東京自治会館で開催予定である。委員長のご出席をお願いします。8月28日火曜日午後1時30分から、平成19年第9回教育委員会を801会議室で開会予定である。9月15日土曜日午後1時から、PTA連合会ビーチボールバレー大会が総合体育館で開催予定である。全委員のご出席をお願いします。10月1日月曜日午前9時から、平成19年第2回教育委員会臨時会を801会議室もしくは第5会議室で開会予定である。詳細のほうが決まったら、また改めてご連絡したいと思う。10月5日金曜日午後1時30分から、第二小学校60周年記念式典が同校で開催予定である。全委員のご出席をお願いします。10月9日火曜日午後1時30分から、平成19年第10回教育委員会を801会議室で開会予定である。11月13日火曜日午後1時30分から、平成19年第11回教育委員会を801会議室で開会予定である。

教育委員会の今後の日程については以上である。

伊東委員長

今年、周年事業は第二小学校だけか。

亘理委員長
職務代理者

一中がある。

伊東委員長

第一中学校はまだ予定は決まっていないのか。

本多学校
教育部長

決まっている。11月9日。

伊東委員長

よろしいか。ほかにないか。

それでは、報告事項が終わった。

本日の審議はすべて終了した。

これをもって平成19年第8回教育委員会定例会を閉会する。お疲れさまであった。

閉会 午後2時12分